

佐賀県告示第214号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（昭和50年佐賀県告示第64号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 規制地域 次の(1)から(10)までに掲げる区域のうち別添の図面において着色して示す区域及び(11)及び(12)に掲げる区域の全域</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>（別添の図面は省略し、佐賀県<u>くらし環境本部環境課</u>及び関係町役場において縦覧に供する。）</p> <p>2 略</p>	<p>1 規制地域 次の(1)から(10)までに掲げる区域のうち別添の図面において着色して示す区域及び(11)及び(12)に掲げる区域の全域</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>（別添の図面は省略し、佐賀県<u>県民環境部環境課</u>及び関係町役場において縦覧に供する。）</p> <p>2 略</p>